

県南広域振興局長告示第68号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年6月22日

県南広域振興局長 細川 倫史

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370601072	株式会社ジャパンケア サービス	ジャパンケア北上	北上市大堤南一丁目8番 10号	平成30年6月30日